

PADIカードセゾン特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社パディ・アジア・パシフィック・ジャパン(以下「パディ」という)と提携して発行するクレジットカードをPADIカードセゾン(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの会員)

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し、本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(年会費)

会員は、パディに対しパディの定める年会費とその消費税等を本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。なお、年会費は、本カードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返しいたしかねます。

第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(1)⑪年会費のお支払いがないとき。

第5条(利用代金の一部寄付)

会員には、本カードのショッピングご利用代金の一部を、当社が当社負担でパディの管理する環境保護基金に寄付することに合意していただきます。

第6条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。